

宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター管理規則（平成14年4月1日施行）に基づき、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）が設置する大開放実験室及び小開放実験室（以下「開放実験室」という。）の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 開放実験室とは、センターが中小企業等の試験研究や商品開発を支援する目的でセンター内に設置する貸研究室をいう。

(申請及び選定基準)

第3条 開放実験室の使用を希望する者は、別記様式1に定める開放実験室使用許可申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えてセンターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 経歴等を記載した書類
- (2) 研究計画を記載した書類
- (3) 役員名簿（別記様式5）
- (4) その他所長が必要と認める書類

2 所長は、前項の申請書を受理したときは、それを審査し、適当であると認められるときは、別記様式2に定める開放実験室使用許可書により承諾の通知を行うものとする。

3 所長は、開放実験室の有効な活用が図られるために開放実験室使用者（以下「使用者」という。）の選定要領を別に定める。

(変更の届出)

第4条 前条第2項により許可された事項に変更があったときは、別記様式3に定める開放実験室変更届出書により、すみやかに所長に届け出なければならない。

(使用条件)

第5条 使用者は、所長が別に定める開放実験室使用規程（以下「使用規程」という。）を遵守しなければならない。

2 使用者は、開放実験室を使用する権利を第三者に譲渡若しくは転貸してはならない。

(使用期間及び使用許可の更新)

第6条 開放実験室の使用期間は、1年以内とする。

2 所長は、特に必要と認めるときには、使用許可を更新することができる。この場合において、更新できる回数は、2回までとする。

3 前項の規定により使用許可の更新を受けようとする者は、開放実験室の使用期間が満了する日の2月前までに、次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

- (1) 使用許可更新申請書（別記様式6）
- (2) 使用開始日から当該申請日が属する月の直前の月末までの事業実績の概要及び更新する期間における事業計画を記載した書類
- (3) その他所長が必要と認める書類

4 所長は、使用許可の更新について審査し、適当であると認められるときは、別記様式7に定める開放実験室使用許可更新許可書により承諾を通知するものとする。

5 第2項に規定する所長が特に必要と認めるときは、次の各号とする。

- (1) 使用者が現在着手している事業について、使用期間の更新を行うことによってその成果が得られる状況が明らかな場合
- (2) 天災その他予期できない事態により事業活動が十分できなかった場合

(使用の制限)

第7条 使用者が次の各号に該当する場合は、所長は使用を拒み、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 運営要綱、使用規程に違反した場合
- (2) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）である者
- (3) その他開放実験室を運営管理する上で支障がある場合

(報告書の提出)

第8条 使用者は、開放実験室の使用を終了したときは、速やかに別記様式4に定める開放実験室使用報告書を所長に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、開放実験室の使用を終了したとき、又は第5条の規定により使用許可を取り消されたときは、自己の費用で直ちにこれを清掃し、使用開始時の原状に復さなければならない。

- 2 所長は、前項の原状回復を確認し、不備があると認められた場合は、使用者に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。使用者は、指示に従い、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、開放実験室の運営管理に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。